

令和8年度（2026年度）

御坊市「花のまちづくりイベント補助金」

募集案内



花のまちづくりイベント補助金とは？

御坊市では“100万人が1回来る御坊ではなく、1万人が100回来る御坊”を目指して“花のまち”の普及・PRに取り組んでいます。本事業では“花のまち”御坊の魅力を市外に発信し、多くのリピーターの獲得を期待できるイベントに対して支援します。

★お問い合わせ先★

御坊市 産業振興課（御坊市役所3階）

〒644-8686 御坊市藺 350 番地2

電話 0738-23-5510

FAX 0738-22-4120

電子メール sangyou@city.gobo.lg.jp

応募から実施までの流れ

1. 事業の応募 令和8年5月22日～6月5日 2ページ

提案者は、応募に必要な書類を産業振興課まで提出します。



2. 事業採択・内示 令和8年6月10日頃予定 4ページ

市は、書類の内容から採択決定し、団体に通知します。



3. 補助金の交付（概算） 令和8年6月15日頃～ 4ページ

実施内容に基づいた詳細な実施方法、必要経費等の協議を行い、補助金額を決定し、概算で交付します



4. 事業の実施 令和9年3月31日まで 4ページ

事業を実施し、実績報告書を提出します。



5. 補助金の精算 事業の完了～令和9年4月中旬 4ページ

補助金の概算払いを受けた事業の精算をします。

1. 事業の応募

令和8年5月22日～6月5日

(1) 提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①提案者が御坊市内で実施する自主事業であること
- ②御坊市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業でないこと
- ③“花のまち”をPRできるイベントで、多くの観光客を獲得できる見込みがあること（概ね1万人程度が望ましい）

(2) 提案者の要件

提案者は、次のすべての要件を満たしている団体等であることが必要です。

- ① 市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること
- ② 営利を目的とした団体等でないこと
- ③ 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと

(3) 補助金の額

事業採択された場合は、予算の範囲内で補助金を交付します。

※事業の実施に必要な経費の3分の2以内（1団体につき上限20万円）。

(4) 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、以下のとおりです。（すべての経費について、領収書が必要です。）

費目	具体例
報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼（申請団体の構成員に対するものは除く）など
備品購入費	備品（事務局の運営に使用するものを除く）の購入費
消耗品費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙など消耗品の購入費
材料費	材料等の購入費
印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
委託費	専門的知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費
保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
使用料及び賃借料	機器類等の賃借料及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
旅費	講師等との打ち合わせに伴う交通費等
その他の経費	上記以外で、事業の実施に必要なであると市長が認めるもの

【対象外経費】

- 提案団体の経常的な活動経費
- 提案団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- 支出内容の不明確な経費
- 事業に直接関係のない経費
- 市長が社会通念上適正でないと認めた経費

※ご注意ください

補助金は、公金です。事業を実施するために支出する経費であっても、内容が補助対象経費にあてはまらないものについては補助金の対象外となります。



(5) 補助金の対象期間

補助金は原則、採択決定日から令和9年3月31日までに実施されたイベント及び関連事業が対象です。

(6) 応募に必要な書類

以下の書類の提出が必要です。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

- ① 事業企画書
- ② 収支予算書
- ③ 団体概要書

①～③の様式は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工振興課にも備え付けてあります。

ホーム→募集情報を探す→花のまちづくりイベント補助金の順にクリックしてください。

<任意提出>

団体の活動の様子が分かる資料（会報、新聞の切抜、写真など）



(7) 応募方法

「(5) 応募に必要な書類」に記載している必要書類を市の担当窓口まで提出をお願いします。

提出期限：令和8年6月5日（金）12時00分まで

提出書類：「(5) 応募に必要な書類」に示した書類

提出方法：持参又は郵送（期限日消印有効）

提出先：御坊市 産業振興課（御坊市役所3階）

〒644-8686 御坊市蘭 350 番地2

2. 事業の採択・内示 令和8年6月10日頃予定

事業の採択にあたっては、企画審査会（事務局：御坊市産業振興課内）を開催し、提出された書類を審査します。採択の可否については、事業採択決定通知書により提案団体に通知します。
※採択に際して、条件が付く場合があります。

3. 補助金の交付（概算） 令和8年6月15日頃～

（1）補助金の概算払い

事業が完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に事業を行うことができるよう、概算で補助金を交付します。採択団体は、補助金交付申請書により交付決定を受けたあと、補助金を概算請求してください。※請求できる額は、採択決定通知書に記載されている額を限度とします。

（2）事業の変更について

事業を実施するうえで、やむを得ず当初の事業計画内容から変更が生じるときや、必要経費に大幅な変更が生じるときは必ず事前に産業振興課までお知らせください。

4. 事業の実施 令和9年3月31日まで

（1）事業の実施

採択された事業を、企画書に沿って実施していただきます。

（2）事業の完了

事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類の提出をお願いします。

- ① 補助金実績報告書
- ② 決算収支報告書
- ③ 補助対象経費に係る領収書の写し

※①補助金実績報告書及び②決算収支報告書の様式は事業採択後にお渡しします。

※事業実績の確認のため必要がある場合には、他の資料等の追加提出をお願いすることがあります。

5. 補助金の精算 事業の完了～令和9年4月中旬

「3. 補助金の交付（概算）」で交付した概算払い額が、「4. 事業の実施—（2）事業の完了」により確定した補助金額を超過した場合は、その超過分を市に返還していただきます。